

社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会会長、常務理事の報酬及び役員等の費用弁償規程

	条 文
目 的	第1条 この規程は、佐伯市社会福祉協議会会長(以下「会長」という)、常務理事の報酬及び役員等の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。
報 酬	第2条 会長及び常務理事に支給する報酬の額は、別表第1によるものとし、行政職員が含まれる場合は、職員には支給しないものとする。
費用弁償	第3条 役員等が職務を行うために要する費用弁償の額は、別表第2のとおりとし、行政職員が含まれる場合は、職員には支給しないものとする。 2. 役員等が職務のため出張、旅行したときの旅費については、職員の旅費規程に準ずるものとする。
報酬の支払日	第4条 会長の報酬は、9月及び3月の年2回に分割して支給する。常務理事の報酬は毎月支給する。 2. 退職、失職、死亡の場合は、その月以前分は月割りとし、その月分は日割り計算によって支給する。 3. 会長が必要と認めるときは、第1項の規定に関わらず、これを支給することができる。
付 則	この規程は、平成17年3月3日から施行する。
付 則	この規程は、平成21年4月1日から施行する。
付 則	この規程は、平成22年4月1日から施行する。
付 則	この規程は、平成23年6月1日から施行する。
付 則	この規程は、平成24年4月1日から施行する。
付 則	この規程は、平成28年4月1日から施行する。
付 則	この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

役職名	区分	報 酬 (円)	備 考
会 長	年額	300,000円	
常務理事	月額	200,000円	

別表第2(第2条関係)

役員等の 居住地域	費用弁償(円)		備 考
	役員・評議員・部会委員等		
	日 当	交 通 費	
旧佐伯市	3,000円	なし	大分バス運賃による(各振興局前より佐伯市和楽前までの間、往復分)
旧上浦町	3,000円	1,180円 (590円×2)	
旧弥生町	3,000円	640円 (320円×2)	
旧本匠村	3,000円	1,080円 (540円×2)	
旧宇目町	3,000円	2,200円 (1,100円×2)	
旧直川村	3,000円	1,280円 (640円×2)	
旧鶴見町	3,000円	1,040円 (520円×2)	
旧米水津村	3,000円	960円 (480円×2)	
旧蒲江町	3,000円	1,760円 (880円×2)	
	監事の費用弁償(円)		
	日 当	交 通 費	
	12,000円	役員等の交通費に準ずる	